

岡崎市議会議長 様

支出番号	18
------	----

会派名
代表者名

自民清風会
加藤 義幸



下記のとおり、政務活動を実施したので報告します。

政 務 活 動 旅 行 報 告 書

令和2年 3月 25日提出

活動年月日	令和2年 1月 29日 (水) ~ 1月 30日 (木)		
氏名	内田 実 中根武彦 鈴木静男 小木曾智洋 杉浦久直		
用務先 及び 内 容	1 1月29日	用務先	東京都 八王子市
		内 容	八王子市住宅宿泊事業の適正な運営の確保に 関する条例について
	2 1月30日	用務先	埼玉県 川口市
		内 容	自転車安全利用条例について
	3	用務先	
		内 容	
	4	用務先	
		内 容	
備 考			



政策調査報告書

報告者：鈴木 静男

視 察 日	令和2年1月29日（水）
視 察 内 容	八王子市住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例について
視 察 者	内田 実、中根 武彦、小木曾 智洋、杉浦 久直、鈴木 静男

＜八王子市の概要＞

都の南西部、江戸時代は甲州街道の宿場町、織物のまちとして栄えた。現在も中央自動車道や首都圏中央連絡道がある多摩地域における交通の要衝。市内には21の大学等があり、約10万人の学生が学ぶ学園都市であるほか、事業所数・従業者数とも都内1位で、先端技術産業や研究所が立地する学研都市である。

面積：186.38km² 人口：577,513人



＜条例の概要＞

住宅宿泊事業法の制定を受け、市民の生活環境の悪化を防止するため、平成30年3月に条例を制定した。

（法及び条例の施行日は平成30年6月15日）

「条例の主な内容」

- ・ 近隣住民への周知及びその報告
- ・ 廃棄物等の適正な処理の義務付け
- ・ 届出住宅の公表 など

◎営業日数は、法で定める180日以内とし、区域・期間の制限は行わない

＜制定の経緯・背景＞

- ・ 民泊推進ではなく、既存の旅館業を支援していく方向
- ・ 民泊は市民の生活環境を悪化させる可能性があるため一定の規制が必要
- ・ 過度の規制は法の趣旨に反するため、期間と区域は規制しない

＜施行後の状況・取り組み＞

（1）届出状況

R2/1/9 現在

	届出件数（A）	廃止件数（B）	現営業件数（A－B）
全国	23,398	2,841	20,527
東京都	219	18	201
特別区	7,876	922	6,954
八王子市	33	8	25

（2）営業形態

- ・ 家主居仲型13件（すべて戸建）
- ・ 家主不在型12件（戸建5、共同住宅7、戸建の内2件は管理を委託している）

（3）取り組み内容

- ・ ガイドライン、てびきの作成
- ・ 警察署、消防署との連携、情報交換
- ・ 講習会の実施
- ・ 施設の巡回（標識掲示の確認等）
- ・ 国や都の会議に積極的に参加し情報収集

＜条例制定検討体制＞

- ・ 条例制定にあたって、関連部署を集めて「住宅宿泊事業施行条例検討会」を立ち上げた。
- ・ 4 回開催

（構成メンバー）

健康部生活衛生課長、市民活動推進部協働推進課長、総務部法制課長、生活安全部防犯課長、産業振興部産業政策課長、同観光課長、環境部環境保全課長、資源循環部ごみ減量対策課長、都市計画部土地利用計画課長、まちなみ整備部建築指導課長、同住宅政策課長



＜市民の声（評価・要望）について＞

（1） 市政モニターアンケート結果

平成 29 年 12 月 11 日発送 12 月 25 日締め切り（100 名に送付、86 名が回答）

- ・ 民泊の実施によって、生活環境の悪化を心配する(67%)意見がある反面、未利用の空部屋を活用できる(51%)というメリットがある。
- ・ 9 割が、民泊に何らかの規制が必要と考えている。
- ・ 住宅宿泊事業の形態では、家主居住型が望ましいが 60%。不在型が望ましいは 17%であった。
- ・ 自身での事業実施については 70%がやらないとの回答であった。

（2） パブコメの結果

平成 29 年 12 月 15 日から 1 月 15 日まで実施した結果、

（3 名の方から 6 件の意見）

- 1、都市計画法による住宅専用地域での民泊の全面禁止を求める。
- 2、学校や児童福祉施設の周辺の家主不在の民泊は認めないこと。
- 3、民泊施設内には管理者を常駐することを義務付けること。
- 4、マンションなどの集合住宅では管理規約で民泊を認めているかどうかの文書の提出を義務付け、民泊届出開始までに、民泊対応を管理組合などに周知徹底すべき。また、条例案の住民説明会などを行ってほしい。
- 5、条例の目的を持続可能かつ機動的で、特別の財源に依存しない、景気変動等にも耐え得る足腰の強いかたちで実現するため、附則等を設けるなど、機敏な制度設計をお願いしたい。
- 6、八王子市は八王子駅周辺に比べ、観光地高尾山を抱える高尾付近に宿泊施設が少ない。国内外問わず、高尾付近を訪れる観光客の需要はあると思うので、市として民泊に力を入れてほしい。

（3）条例制定後の苦情

- ・ 宿泊者と思われる外国人のゴミ出しがルールどおりに出来ていない。
- ・ 夜中に民泊と間違われて呼び鈴を鳴らされた。
- ・ 外国人が窓を開けて騒いでいてうるさい。
- ・ 近隣にチラシを配っただけで営業できるのか、災害用備蓄品は宿泊者にも提供しなければならないのか、宿泊者と不審者の区別がつかない。

＜課題・今後の展開＞

（1） 課題

- ・ 届出時の提出書類が多いため、事業開始の準備に時間と労力がかかる。
- ・ 標識を掲示していない届出施設がある。
- ・ 2 か月に 1 回提出する実績報告がされていない届出施設がある。

（2）今後の展開

- ・ 申請時提出書類の簡素化
- ・ 届出施設の巡回指導の強化
- ・ 講習会の実施
（衛生管理及び事業者の責務の確認）



〔感想・岡崎市への反映〕

「住宅宿泊事業」（いわゆる民泊）とは、宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業であって、人を宿泊させる日数が1年間のうち180日までのものである。

「住宅宿泊事業法」とは、急速に増加する民泊について、安全面・衛生面の確保がなされていないこと、騒音やゴミ出しなどによる近隣トラブルが社会問題となっていること、観光旅客の宿泊ニーズが多様化していることなどに対応するため、一定のルールを定め、健全な民泊サービスの普及を図るものとして、平成29年6月に制定された法律である。

八王子市においては、民泊推進により観光入込数を増加させる狙いは無く、既存の旅館業を支援し、市民生活環境の悪化防止のためにいち早く通称民泊条例を制定させた。ただ、過度の規制は法の趣旨に反するため、期間や区域の規制はしないとのことであった。

57万人都市で観光地が高尾山のみとのことで、民泊需要はあまり無いが、健全な民泊サービスの普及にはつながると感じた。

本市においては、今すぐ必要なものとは言えないが、今後、観光産業を展開するにおいては準備をしておくことは必要であると感じた。

〔同行者の所感〕

○民泊需要が高まっている中で、安全面・衛生面の確保、騒音やゴミ出しなどの近隣トラブルの解消などから市民を守り、生活環境を悪化させないことが大切である。八王子市では条例を設置してその対策を実施している。観光客の増加によりまちが賑わい、経済効果が期待できるばかりでなく、昨今増え続ける空き家の活用に繋げるための研究をしていくべきである。

○八王子市の「住宅宿泊事業法」とは、観光旅客の宿泊ニーズが多様化しており、急速に増加する民泊について、社会問題の発生に対応するために一定のルールを定め、健全な民泊サービスの普及を図るものである。

条例制定にあたって、庁内組織等の関係部署を集めて「住宅宿泊事業施行条例検討会」を立ち上げた。当然、警察、消防関係も関わっている様だ。

しかしながら、既存のホテル・旅館の顧客を取ってしまう心配もあったが、民泊の推進を考える観光課と民泊の規制を考える保健所との協議の上で、市民に迷惑をかけないための規制条例とし、バランスの取れた条例内容とした。

今現在、宿泊事業の届け出状況は34件で、内8件は休業し、実質26件が営業中である。8件の休業の理由は、採算に合わないことが一番の理由である。

岡崎市においても今後民泊事業の展開が予想される中、条例制定を安易に考えることは避けるべきと思う。

○住宅宿泊事業、所謂民泊事業には、住宅宿泊事業法という法律と、国が作成しているガイドラインだけで事は足り、条例で上乗せ規制を行っているのが一般的であった。民泊法制定の背景が、急増する訪日外国人旅行者の多様な宿泊ニーズや大都市における宿泊需給の逼迫状況への対応のためであるので、本市に直ちに民泊条例が必要とは認められないと考える。本市で考えられるのは、観光産業発展に、多様な宿泊ニーズに対応する民泊サービスの普及、あるいは、増加を続ける空き家や、中山間地の古民家等の宿泊施設への転用等考えられるが、条例制定よりも、周辺市民の生活環境の悪化防止への施策が最重要と考える。

○八王子市が定めた民泊に関する条例である「八王子市住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例」は平成29年6月に制定された住宅宿泊事業法を受け、市民の生活環境の悪化を防止するために制定されたものである。既存の旅館業を支援し、市民の生活環境の悪化を防ぎつつ過度な抑制はしないという方針を受け、33件の届出がなされ、うち8件は廃業したとのことであった。条例の制定に伴って、てびきも作成され、事業を始めようとする人にもわかり易いものとなっていることには好感を受けた。

民泊は、空き家活用や観光業の推進という面で、推進すべきという意見もあれば、ゴミ出しや騒音、犯罪への危惧など住環境には好ましくないものとして、規制すべきという意見も強く、地域の状況によって、難しい対応を迫られるものだと言える。八王子市では、この事業により出されたごみは事業系となるが適正に処理されたかはあいまいであり、事業者からの2月毎の実績報告の未提出の施設も多く、施設の標識も掲示されていない実態もあるようである。こうした実態を聞くと、しっかりルールを課すべきところは課し、地域での合意形成が図れたところはより推進

しやすくするような地域によるメリハリが必要ではないかと感じた。

本市でも、今後発生してくる空き家の活用と、観光産業の育成という面では、状況を注視していく必要があると思うが、現状で、法にさらに加えて推進なり規制なりをかけていくところまでの必要な状況ではないと考える。

政策調査報告書

報告者：杉浦 久直

視 察 日	令和2年1月30日（木）
視 察 内 容	川口市：自転車安全利用条例について
視 察 者	内田実、中根武彦、小木曾智洋、鈴木静男、杉浦久直

＜川口市の概要＞

埼玉県南東部の荒川を隔てて南は東京都区部に接し、北はさいたま市に接する。江戸時代は日光御成道の宿場町であり、近代は鋳物と植木のまちとして有名になる。近年はベッドタウンとしての高層マンションの立地が盛ん。平成23年に鳩ヶ谷市と合併し、新川口市となる。県内2位の人口であり、平成30年4月から中核市。人口604,675人（平成31年4月1日現在） 面積61.95 km²



＜条例制定の経緯＞

埼玉県による「自転車の安全な利用の促進に関する条例」が平成24年4月に施行され、川口市においても県条例による施策により、自転車の安全利用を図ってきたが、川口市における自転車に関係する人身事故の割合(29.9%)は県平均(23.9%)よりも高かった。そこで、市独自で条例を制定することにより、「市・市民・自転車利用者・事業者及び関係団体の責務」を明らかにし、より具体的な施策を行い、さらなる安全利用の促進を図ることとし、平成30年4月から施行された。

＜条例を推進する体制（関係団体との協力等）＞

条例では、第3条の基本理念で、市・市民・利用者ほか各主体の相互の連携により、協働して自転車の安全利用に取り組むとしており、第4条以降で各主体の責務を定めている。また、具体的な施策としては、市は交通安全教室などの交通安全思想の普及啓発や、道路環境の整備。関係団体は、市や警察が実施する広報啓発活動への協力。警察と市との連携としては、自転車免許教室への職員の派遣。学校長等との連携としては、交通安全教育や保護者への啓発に努めてもらうとともに、市と警察とでの交通安全教室の実施や情報提供。などが行われている。

＜市民への条例内容の周知＞

条例第16条に基づき、警察等と連携した市ホームページ等の広報媒体を用いた安全利用の広報や啓発と、平成30年から5月には「川口市自転車安全利用の集い」を川口駅前のキューポ・ラ広場で実施し、より多くの市民の方に自転車の安全利用の意識を持ってもらうような啓発を行っている。

＜交通安全教育の実施＞

市は、警察、市教育委員会、県の委嘱である自転車安全利用指導員と連携し、市民に対し自転車交通安全教育を行っている。児童・生徒への学校等での交通安全教室だけでなく、市民や、高齢者へも希望団体や施設での交通安全教室の実施や、スケアード・ストレイト教育技法を用いた教室を市内中学校で実施するほか、前述の川口市自転車安全利用の集いでも実施している。このスケアード・ストレイト教育技法とは、プロのスタントマンによる模擬交通事故による教育で、それを眼前で見ることにより事故の恐怖を実感し、危険行為を防ぎ、交通事故抑止を図るものである。

＜市民の声（評価・要望）＞

交通安全教室を実施した学校等から、好意的な評価を受けているが、市民から、自転車のマナーの悪さや危険行為についての苦情も年に数件入ってくる。また、警察による自転車取締りの強

化への要望や、危険運転がまだ多いため、自転車レーン等の増設要望が出ている。

＜現在の課題と今後の展開＞

課題としては、「高齢者への交通安全教室の拡充」、「ヘルメット着用や反射材活用の促進」「外国人に対する日本の交通ルールの周知」、「自転車レーン等を含めた道路環境の整備」が認識されており、今後老人クラブへの働きかけを強めることや、外国人の転入の際に、中、韓、英、トルコ語のチラシをすでに配付中で、タガログ語も作成中など、順次対応を進めている。また、今後の展開として、子ども達と高齢者への教育は継続した取り組みが必要であるとともに、警察及び関係団体と連携し、道路環境整備など各施策の推進に取り組む。

〔感想・岡崎市への反映〕

川口市の自転車の安全な利用の促進に関する条例は、埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例に加え、さらに市としての取り組みを明確化するために制定されたものである。本市においては、愛知県としての自転車の安全利用条例等の制定の動きは見られないが、その中で、名古屋市や豊橋市などの基礎自治体で条例制定がされてきており、豊田市においても策定に向けた動きが進んでいる。したがって、川口市では自転車条例での保険加入の義務化等は、県条例で規定されているが、愛知県内の基礎自治体においては、それぞれの条例で規定しているところに差異が見られる。

さて、川口市の自転車条例に基づく施策の中で、特徴的ところは、広報に工夫がされている点である。市の広報誌での周知はもとより、各学校等へ配布される交通安全の壁新聞においても、イラスト等でのわかりやすさが重視されているとともに、各世代向けに作り分けがされており、外国人市民向けのチラシが策定されるなどの、相手に合わせたきめ細かな取り組みがされるとともに、スケアード・ストレイト教育技法で、通りを行く市民の関心と呼ぶような取り組みなど、本市でも行っていきたい内容が進められている。

本市で担当課と話をすると、市での条例制定に向けて力を使うよりも、具体的な施策に尽力していきたいとの思いがあるとのことである。岡崎市での自動車ネットワーク計画の策定が進み、自転車活用推進計画の策定も予定されていく中で、市民の自転車の安全利用の意識啓発等に向け、関係する各主体との連携や、継続的に施策を推進する根拠となる条例の必要性は強く感じるところである。その場合、担当課では具体的な施策を推進していただきながら、議会として、議員提案での自転車安全利用条例が必要でないかと改めて感じており、遅れることのないよう機運を高めていきたい。

○自転車は10 km程度まで移動するには、環境面、健康面に最も役立つ最適な交通手段である。しかし、安全面では加害者にも被害者にもなり得る可能性を併せ持つ側面もある。交通ルールを守り、安全利用に対するモラルの徹底、運転者のヘルメットの着用、費用が伴う損害賠償保険の加入義務などの課題に向けた方針の考え方を確立することが大切であると感じた。川口市は市域が平坦であるが、本市は中山間地を多く持つ地形的な特徴があるため、電動自転車の活用も視野に入れるべきである。

○「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」の平成24年4月1日の施行をうけて、川口市においても自転車の安全利用促進を図ってきた。川口市の条例の特色ある違いに「第10条・11条・12条 自転車交通安全教室」の条例がある。これは、自転車の安全な利用のために、学校長等は、生徒等に対して、自転車の安全利用に関する理解を深めるための啓発を行うよう努める。とある。

自転車の安全利用の促進のために、学校教育の一環としていくことは利が大きいと思う。こどもを介して保護者、家族へと理解が広がれば安全意識の更なる向上につながると思う。

更に、自転車保険の集金についても工夫があった。民間保険であるので保障内容は掛け金により違うと思うが、保険の掛け金をPTA会費と同時に集金をするシステムにしている。

他、条例内容については、他市の内容と大差ないようである。岡崎市においても今後自転車利用者が増えてくると考えると、近々の内に自転車に関わる条例を制定して、行政と学校と警察、そして関係機関との連携により進めて欲しい。

○本条例において、自転車交通安全教育として、第11条で学校長等に対して生徒等へ自転車交通安全教育を行うものとする定めたことにより、保育所・幼稚園・小学校・中学校・高校において交通安全教室実施校が増加している。また、中学校を対象としたスケアード・ストレイト教育技法を用いた教室も2校から5校へ増加している。スケアード・ストレイト教育技法は30万円/回であるが、効果がある実践教室であると感じた。議員立法による自転車安全利用条例を目指す我々としては、この部分は研究して織り込んで行くべき考える。

○川口市自転車の安全な利用の促進に関する条例は、既に県において自転車安全利用条例が制定されている上で、各主体の責務を明確にし、特に、幼児から高齢者に至るまで、自転車の利用に係る安全教育に重

点を置いているように感じた。全国的な流れであるが、安全利用とは被害者にならない様、気をつけるだけでなく、加害者にもならない様にする事である。本市には、上位の県条例もなく、盛り込む内容には別途検討を要すが、自転車安全利用条例の必要性を感じる。自転車の安全に係る、各主体の責務を明確化する事により、意識の向上を図る事だけでも効果は充分期待できる。単なる、告知、啓発ではなく、法的効果を伴う、早期の条例制定を目指したい。